

令和6年11月
四国厚生支局

令和6年度四国厚生支局係長級職員（一般職相当）採用 選考案内

四国厚生支局では、厚生分野での政策の実施等を担う係長級職員（一般職相当）を募集します。

これまで培ってきた経験やスキルを活かし、厚生労働省のキャッチフレーズである「ひと、くらし、みらいのために」を実践できる熱意を持った皆様の応募をお待ちしております。

1 選考日程

受付期間	令和6年11月1日から令和6年11月30日 ※電子メールによる受付 ※提出書類：身上申立書、職務経歴書、小論文
第1次選考結果通知日 ※書類選考	令和6年12月25日（水） ※当日17時15分までに電子メールで通知します。（不合格の場合は、通知しません。）
第2次選考日 ※面接選考	令和7年1月10日、14日、15日 ※原則上記期間のいずれかで実施します。
最終選考結果通知日	令和6年1月16日（木） ※第2次選考受検全員に、当日17時15分までに電子メールで通知します。

2 採用予定人数

若干名

3 採用日

令和7年4月1日

ただし、採用日から6か月間は条件付き任用期間となり、その間勤務を良好な成績で遂行した場合には、別段の措置をしない限り正式採用となります。

4 応募資格

(1) 応募資格

大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及びこれらと同等以上の学力を有すると認められるもので、令和6年11月1日現在、次のいずれかの職務経験を有する者

- (ア) 大学を卒業した者は9年以上
- (イ) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者は11年以上
- (ウ) 高等学校を卒業した者は13年以上

(注意事項)

上記応募資格に定める要件について虚偽の申告があった場合には、受験、採用内定及び採用が無効になることがあります。

管内の医療機関や薬局などの関係者が利害関係者となるため、親族・知人等に関係者がおられる場合はご注意ください。

(2) 応募できない者

次のいずれかに該当する者は応募できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者

(ア) 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまでの者またはその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分から 2 年を経過していない者

(ウ) 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはそれに加入した者

ウ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

エ 採用予定時期までに国家公務員法第 81 条の 6 に定める定年に達する者（令和 7 年度における定年年齢は 62 歳）

5 求める人材等

- (1) 公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- (2) 困難な課題を解決できる論理的な思考力、判断力、表現力その他総合的な能力を有する者
- (3) 適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有する者
- (4) 職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者
- (5) 採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者

※今回の選考において採用されたものが携わる主な施策及び期待される人物像は以下のとおりです。

主な施策
・医療保険制度の健全な運営、適正化のため、保険医療機関、保険薬局等に対する指導・監督や保険医療機関、保険薬局等に関する各種申請の受理・審査 ・健康福祉サービスの基盤整備のための各種補助金の執行、民生委員・児童委員の委嘱・表彰、地域包括ケアシステムの構築を推進するための自治体支援 ・年金制度の円滑な事業運営のため年金事務所の認可や自治体への交付金の執行、年金記録の訂正請求に対する調査
期待される人物像
地方公共団体、民間団体及び民間企業において、医療保険分野、福祉分野、年金分野での職務経験がある方の活躍を期待

6 勤務地

四国厚生支局本局（香川県高松市）、または各県事務所（徳島市、松山市、高知市）の勤務となります。（採用後一定期間経過後、本省及び他の厚生局への異動もあります。）

7 第1次選考

(1) 選考方法

ア 経歴評定

職務経歴書（様式2）により、応募資格の審査を行います。また、職歴等に関して職務に有用な経歴等の有無についての評価を行います。

イ 小論文試験

小論文（様式3）により、係長級職員として業務遂行に必要な能力、適性等を有しているか選考を行います。

(2) 選考結果

令和6年12月25日（木）に、申込時に使用された電子メールアドレス宛に電子メールにて通知します。（不合格者に対しては通知しません。）

8 2次選考

(1) 選考方法

第1次選考者に対して、次のとおり行います。

選考日	令和7年1月10日、14日、15日 ※原則上記の間のいずれかで実施します。
実施方法	複数の受験者での集団討議と面接の方法で行います。

※ 第2次選考の実施日については、第1次選考通過の通知と併せてメールで希望日を確認します。その際に会場等についてもお知らせします。

※ 集団面接と個別面接は同一日に実施し、併せて1時間程度を予定しておりますが、場合によっては時間が超過することもありますので予めご承知おきください。

(2) 選考結果

令和7年1月16日（木）に、受験者全員に対して申込時に使用された電子メールアドレス宛てに電子メールで通知します。

なお、電子メールについては当日の17時15分までに通知します。

第2次選考通過者（最終合格者）には、電子メールでの通知のほか追って文書にて通知します。

9 給与

俸給表の決定については、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、初任給を決める際には勤務経歴等を考慮します。

例えば、大学卒業後職務経歴が9年で採用された場合は、月額が27.8万円程度（採用1年目）となります。（職務経歴により異なります。）

また、この場合の年収は、採用1年目で462万円程度（12か月分）となります。

(注)・令和6年4月1日に採用された場合の試算(令和7年度は人事院勧告により手当の率等変更されるものがあります。)

- ・月額 は 俸給、地域手当の合計
- ・年収 は 俸給、地域手当、期末・勤勉手当の合計(扶養手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当を除く。)
- ・諸手当概要
 - ① 扶養手当：扶養親族のある者に月額10,000円(子)等
 - ② 地域手当：俸給等の6%(高松市の場合)
 - ③ 住居手当：賃貸アパート等に住み、月額16,000円を超える家賃を支払っている者に月額最高28,000円
 - ④ 通勤手当：交通機関を利用している者等に、定期券相当額(1か月あたり最高55,000円)等
 - ⑤ 期末・勤勉手当：1年間に俸給等の4.5か月分(令和6年度実績)
- ・職務の経験年数については、人事院規則9-8第15条の2の規定により換算(80/100換算となる場合あり。)

10 勤務時間等

勤務時間は原則として一日7時間45分で、土・日曜日及び祝日は休みです。

休暇には、年次休暇(年(1月から12月まで)20日(4月1日採用の場合、採用の年は15日。残日数は20日を限度として翌年へ繰り越し)のほか、病気休暇、特別休暇(夏季・結婚・出産・忌引き、ボランティア等)、介護休暇等があります。また、ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭生活の両立)支援制度として、育児休業制度等があります。

11 定年退職日

国家公務員法において定められており、令和13年度から65歳となります(それまでは段階的に引き上げられます。)

12 申込方法

以下の通り電子メールでの受付のみとします。郵送や持参による申し込みは受け付けませんので、ご注意ください。

受付期間	令和6年11月1日から令和6年11月30日の受信有効 ※電子メールのみによる受付 ※11月30日24時以降に電子メールの受信があった場合には、受付は無効となりますので注意してください。
必要書類	① 身上申立書(様式1) ② 職務経歴書(様式2) ③ 小論文(様式3) ※1 身上申立書(様式1)と職務経歴書(様式2)は同じファイルの別シートにあります。 ※2 必要書類を電子メールで提出する際は、ファイル名をそれぞれ「【氏名】身上申立書・職務経歴書」、「【氏名】小論文」としてください。

申込方法	申込は、上記の必要書類①から③を必ず添付の上、以下の電子メールアドレス宛に送付してください。 また、電子メールを送付する際には、件名に「係長級職員選考採用試験」と記載をお願いします。 ※申込先電子メールアドレス skkousei125-s@mhlw.go.jp
------	---

13 個人情報の管理について

個人情報については、個人情報の保護に関する法律に従い適正に管理します。

14 問い合わせ先

四国厚生支局総務課（係長級職員採用選考担当）

電話 087-851-9565 光沖、田中

※ お問い合わせは電話にて9:00～17:00（土・日曜日及び祝日等を除く）に間をお願いします。